

ページ	現行	改正案	理由
P4	<p>(試行対象工事)                      第6条 試行の対象となる工事は、当初設計金額2,000万円以上の本市及び水道局が発注する工事とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p>	<p>(試行対象工事)                      第6条 試行の対象となる工事は、本市及び水道局が発注する工事とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p>	<p>労働基準法第36条建設業が令和6年4月より時間外労働の限度に関する基準の適用対象となるため。</p>

## 佐世保市週休2日工事の試行要領

### (趣旨)

第1条 本要領は、週休2日の取組における労務費補正等の試行を行うために必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっており、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休2日」を推進することを目的とする。

### (週休2日)

第3条 この要領において、週休2日とは、4週8休以上の休日を確保することを基本とし、少なくとも4週6休以上の休日を確保し、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が次の各号の水準に達する状態のことをいう。

- (1) 4週8休以上 現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合
- (2) 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合
- (3) 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

2 週休2日の休日は、労働基準法（昭和22年法律49号 第35条）の規定を順守していること。

### (対象期間)

第4条 対象期間とは、工事の始期日以降に実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）に着手した日（以下「工事着手日」という。）からしゅん工届提出日までの期間をいう。ただし、次の各号に該当する場合は、対象期間に含めないものとする。

- (1) 年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）
- (2) 工場製作のみを実施している期間
- (3) 工事の全面中止を行っている期間

### (現場閉所)

第5条 現場閉所とは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 現場事務所での事務作業を含めて1日を通して下請けを含めた各発注工事単位で現場や現場事務所が閉所された状態であり、かつ、試行対象工事の元請技術者等（現場

代理人、主任技術者、監理技術者及び元請作業員をいう。以下同じ。) が休日を取得した場合

(2) 降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止したときに、元請技術者等が休日を取得した場合

(3) 以下の作業など、受注者の責によらないと判断できるもので、予定していた休日に作業を行った場合

イ 発注者が、作業、現場パトロール、現場見学会等を要請した場合

ロ 現場内にて災害又は第三者による事故が発生し、早急に対応する必要がある場合

ハ 周辺住民等からの要望等に対応するために作業が必要である場合

ニ 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合

(試行対象工事)

第6条 試行の対象となる工事は、本市及び水道局が発注する工事とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 災害復旧工事

(2) 工場製作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事

(3) 供用を控える等工期に制約がある工事

(4) その他週休2日試行工事を行うことが困難と判断される工事

(試行工事の実施方法)

第7条 入札方式は、一般競争入札または指名競争入札によるものとする。

2 発注者は、当初設計において、積算に使用する積算基準書等に応じた表1から表6-3までの補正係数区分「4週8休以上」の補正係数を乗じて積算し発注する。

3 発注者は、入札公告等及び特記仕様書に、受注者希望型の「週休2日試行工事」であることを明示する。

(積算による措置と契約変更)

第8条 契約後、受注者が週休2日を選択して、しゅん工届提出日までに現場閉所の達成状況が4週8休以上と認められない場合は、実施状況に応じた表1から表6-3までの各補正係数区分により変更契約を行う。なお、4週6休以上が未達成の場合又は受注者が週休2日を選択しなかった場合は補正を減じて変更契約を行う。

2 受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

(受注者の取組内容と発注者の確認)

第9条 受注者の取組内容及び発注者の確認については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、「週休2日」の実施の有無を、施工計画書の提出前までに工事打合せ簿で監督員に協議するものとする。また、実施する場合は、「4週8休」「4週7休」「4週6休」のいずれで実施するか明記するものとする。
- (2) 受注者は「週休2日」を実施する場合は、週休2日の取得計画を立て施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。
- (3) 受注者は、対象期間中、「週休2日試行工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。
- (4) 発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
- (5) 受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督員へ報告するものとする。
- (6) 発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所等の実施状況を確認する。
- (7) 受注者は、試行工事完了後、「週休2日」の実施の有無にかかわらず実態調査アンケートに協力するものとする。

(その他留意事項)

第10条 監督員は、現場閉所等の前日などに、現場閉所の日中に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

(下請業者への配慮)

第11条 受注者は、週休2日試行工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないようにして、協力を求めるものとする。

(工事成績評定における評価)

第12条 発注者は、佐世保市建設工事成績評定実施要領により次の評定を行う。

- (1) 週休2日（4週6休以上）が実施された場合は、工事成績評定の監督員の考査項目別運用表「施工状況－工程管理」の項目〔「休日の確保」「その他（週休2日を実施）」〕にて評価を行う。
- (2) 現場閉所の達成状況に合わせ、工事成績評定調書「週休2日の取組」において、その実施割合に応じた加点を行う。
  - イ 4週8休以上の場合は3点加点
  - ロ 4週7休以上4週8休未満の場合は2点加点
  - ハ 4週6休以上4週7休未満の場合は1点加点
  - ニ 4週6休未満の場合は0点加点

(3) 工事成績評価は評定点合計で100点を超えないものとし、優秀工事の評価においては、本加点分は考慮しないものとする。

(4) 週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（4週6休以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受注者及び発注者の協議により定めるものとする

2 発注者は、本要領第7条および第8条の規定にかかわらず、週休2日工事を実施する方法や、見積や積算にあたっての特記事項を定めることができるものとする。その場合、その内容を特記仕様書に記載することとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月1日以降に起工する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

- 1 土木工事積算基準書、土地改良工事積算基準(土木工事)、治山林道必携(設計積算編)、推進工法用設計積算要領、水道事業実務必携及び下水道用設計標準歩掛表を用いて積算した工事

補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費	1.02	1.03	1.04
現場管理費	1.03	1.04	1.06

表2 土木工事積算基準書、土地改良工事積算基準(土木工事)、治山林道必携(設計積算編)を用いて積算した工事の市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

工種名	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04

道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

表3 港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事

補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
労務費	—	—	1.05
機械経費（賃料）	—	—	1.04
共通仮設費	—	—	1.02
現場管理費	—	—	1.03

表4 港湾・漁港請負工事積算基準を用いて積算した工事市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

工種	区分	4週8休以上
底面工		1.04
マット工 （アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）		1.01

支保工		1.05
足場工		1.03
鉄筋工		1.05
吊鉄筋工		1.05
型枠工		1.04
コンクリート打設工	ポンプ車打設	1.05
	ポンプ車打設以外	1.05
止水板工		1.05
上蓋工		1.05
伸縮目地工		1.03
係船柱取付		1.05
防舷材取付		1.05
車止・縁金物取付		1.05
係船柱撤去		1.05
防舷材撤去		1.05
車止撤去		1.05
電気防食取付		1.05
防砂目地板取付工（陸上施工）	陸上施工	1.05
	水中施工	1.04
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.04
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.04
ペトロタム被覆		1.05
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.05
	水中施工	1.05
かき落とし工		1.05
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.04
汚濁防止枠設置・撤去		1.03
灯浮標設置・撤去		1.04
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.01
	海上目視点検作業船なし	1.05
異形ブロック製作	型枠工	1.05
	コンクリート打設工	1.05



表5 営繕工事の補正係数

補正係数区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
複合単価の労務費	1.01	1.03	1.05
市場単価の労務費	1.01	1.03	1.05
物価資料の掲載価格 (材工単価)の労務費	1.01	1.03	1.05

表6-1 (建築工事の補正率)

工種	摘要※	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
土工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
コンクリート工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄骨工事		1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
既製コンクリート		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08	1.01	1.07
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17	1.02	1.15	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
タイル工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01

左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
左官工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.02	1.12	1.01	1.11	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.04	1.19	1.02	1.17	1.01	1.15
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.04	1.18	1.02	1.16	1.01	1.14
塗装工事	物価資料	1.04	1.04	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.15	1.02	1.13	1.01	1.12
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表6-2 (電気設備工事の補正率)

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22	1.02	1.20	1.01	1.18
	ケーブルラック	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21	1.02	1.19	1.01	1.18

	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.14	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16	1.02	1.15	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05	1.01	1.05
	（電動機その他接続材工 事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17	1.02	1.16	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20	1.02	1.18	1.01	1.17
設置工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03	1.02	1.02	1.01	1.01

表 6 - 3 （機械設備工事の補正率）

工種	摘要	4週8休以上		4週7休以上 4週8休未満		4週6休以上 4週7休未満	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト設 備	低圧ダクト外、排煙ダクト外及び 低圧チャンパー類	1.03	1.18	1.02	1.16	1.01	1.15
ダクト付 属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間の み	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21
衛生器具 設(ユニッ トを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25	1.02	1.23	1.01	1.21